



譲渡の流れ

登録

堺市動物指導センターへ来所して申請

【持ち物：身分証明書（運転免許証・健康保険証など）】

- ・飼育希望申出書の記入・提出
- ・集合住宅の方はペット飼育可であることがわかる書類も提示
(例) 管理規約、賃貸契約書、貸主の住所・氏名が記入された飼育同意書など
- ・单身または65歳以上の方の場合は、万が一の時、代わりに飼ってもらえる64歳以下の方の申立書の提出
- ・面談

当センターでは、譲渡可能な犬猫を、提出された多くの飼育希望申請書を見ながら条件に合う方へ、申請書を提出された順番に電話でご案内を差し上げています。

堺市電子申請システムで申請

- ・必要事項を入力
 - ・身分証明書の写真を添付
(運転免許証・健康保険証など)
 - ・集合住宅の方はペット飼育可であることがわかる書類も添付
(例) 管理規約、賃貸契約書、貸主の住所・氏名が記入された飼育同意書など
- ※单身または65歳以上の方の場合は、来所時に代わりに飼ってもらえる64歳以下の方の申立書の提出が必要です

センターからの紹介の電話連絡を待つ

(※登録期間は3ヶ月です)

※希望される条件によっては、該当する犬・猫が来ず、又は順番のためになかなかご連絡できない可能性もございますのでご了承ください。

(犬猫を飼うことになった場合、最期まで飼えるか、ご家族でご相談・ご確認ください。その結果、申出書の内容の変更または取り下げをしたい場合は、ご連絡ください。)

待つ

紹介

堺市動物指導センターから犬猫のご紹介の電話連絡

(※もし、3ヶ月後までに紹介のご連絡ができなかった場合は、お電話等でご連絡頂くと登録期間を延長できます。)

顔合わせ

堺市動物指導センターへ来所

- ・紹介した犬猫の見学

堺市電子申請システムで飼育希望申請された方で、单身または65歳以上の方は、ここで『万が一の時、代わりに飼ってもらえる64歳以下の方の申立書』をご提出いただき、面談を行います。

今回はやめておき他の犬猫を待ちたい場合はその旨お伝えください。

おためし

1週間程度のおためし (成犬・成猫)

- ・動物借受書の記入・提出

今回はやめておき他の犬猫を待ちたい場合は、犬猫をセンターにお返しく下さい。



堺市動物指導センターへ来所

【持ち物：費用（犬：9200円、猫3000円）】

正式手続き（譲渡成立）

- ・動物譲受申請書の記入・提出
- ・登録・狂犬病予防注射等に係る費用（犬のみ、6200円）

およびマイクロチップ挿入費用（犬・猫とも3000円）が必要です。

※動物指導センターからお譲りする犬猫は全てマイクロチップ挿入済です。

※上記の費用とは別に「公益社団法人 日本獣医師会」へのマイクロチップ登録手数料（1050円）の振込が必要となります。

譲渡

堺市動物指導センター
堺市堺区東雲西町1丁8-17
TEL：072-228-0168
(平日9:00~17:30)
FAX：072-228-8156

センター

センター